

パートナーシップ構築宣言について

「令和7年度『ぐんまDX技術革新補助金・ぐんま技術革新チャレンジ補助金』オンライン説明会」説明資料

群馬県 産業経済部 地域企業支援課

令和7年3月21日(金)



「パートナーシップ構築宣言」について

・パートナーシップ構築宣言は「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。

・宣言する企業の業種、規模に制限はない(個人事業主も可)

・パートナーシップ構築宣言では下記の(1)(2)を宣言。

(1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携

- ・オープンイノベーション
- ・IT実装
- ・グリーン化 等

(2) 下請企業との望ましい取引慣行(「振興基準」)の遵守

特に取引適正化の重点5課題への取組を宣言

- ・価格決定方法
- ・型管理などのコスト負担
- ・手形などの支払い条件
- ・知的財産・ノウハウ
- ・働き方改革等に伴うしわ寄せ



詳細は、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトをご覧ください。

<https://www.biz-partnership.jp/>

群馬県企業の宣言数

769 社

(R7.3.17時点)

「パートナーシップ構築宣言」の宣言するメリット

- ・「ぐんまDX技術革新補助金」「ぐんま技術革新チャレンジ補助金」の申請要件以外にも、国や県の補助金など、様々な制度で申請要件・優遇措置があります。

ぐんま賃上げ促進支援金

- ・ **申請要件**
- ・ 対象: 前年同月比5%以上賃上げした企業
- ・ 支給額: 従業員1人あたり5万円(上限100万円)
- ・ 所管: 群馬県 産業政策課

パワーアップ資金

(県制度融資)

- ・ **優遇金利**
- ・ 宣言企業は金利が1.5%以内(審査による)
- ・ 所管: 群馬県 地域企業支援課

ぐんま生産性向上等支援補助金

- ・ **申請要件**
- ・ 対象: ものづくり補助金採択企業のうち、
前年同月比6%以上賃上げした企業
- ・ 支給額: ものづくり補助金自己負担分の1/2
(上限300万円)
- ・ 所管: 群馬県 産業政策課

ものづくり補助金

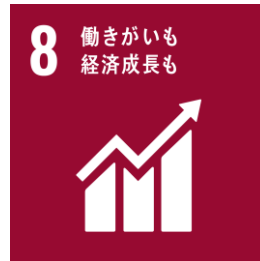
(ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金)

- ・ **加点要素**
- ・ 対象: 中小企業者、小規模事業者など
- ・ 補助額: 対象経費の1/2など
- ・ 所管: 中小企業庁

「パートナーシップ構築宣言」の宣言するメリット

○SDGsの達成

・SDGsを推進するための具体的な施策を政府がとりまとめた「SDGS アクションプラン2023」において、パートナーシップ構築宣言の推進が、以下の6つの目標に関する施策として登録されています。**宣言内容に応じて、これらの目標と紐付けて自社の活動のPR いただくことが可能です。**



○ロゴマークの使用

- ・宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用できます。
- ・名刺や企業のHPに掲載することができます。



○補助金の加点・優遇措置

- ・前ページで示したものの以外に国の補助金等で加点や優遇措置が実施されています。
- 詳細はポータルサイトをご覧ください(実際に申請する際は最新の情報をご確認ください)。

<https://www.biz-partnership.jp/merit/index.html>

「パートナーシップ構築宣言」の登録方法について

1. 社内体制の確認

・パートナーシップ構築宣言では、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守を含めて宣言するため、「振興基準」の内容を確認

※「振興基準」について

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>

※「振興基準」全文

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun/zenbun.pdf>

「振興基準」の主な内容

第1. 下請事業者の生産性向上及び製品等の品質の改善

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

第2. 発注分野の明確化及び発注方法の改善

- 下請事業者に対して、設計図や仕様書等の内容を明確にした上で発注を行う。
- 発注内容が曖昧な契約とならないよう、契約条件について書面等による明示、交付を徹底する。

第3 2. 情報化への積極的対応

- 下請事業者は、情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善、中小企業共通EDIなどによる電子受発注、電子的な決済等を行うよう努める。

第4 1. 対価の決定方法の改善

- 取引対価は、合理的な算定方法に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者の賃上げ等、労働条件の改善が進むよう十分協議して決定する。
- 価格交渉促進月間等の機会を捉え、年1回以上の協議を行う。コストが上昇した場合等において、下請事業者から申出があったときは遅滞なく協議に応じる。
- 長期にわたる取引では、前払い比率及び期中払い比率を高めるよう努める。

第4 4. 下請代金の支払方法改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 現金化にかかる割引料等のコストを下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。
- 手形等の支払いは60日以内とするよう努める。

第4 5. 型又は治具に係る取引条件改善

- 型製作相対費の一括払いや前払いに努める。
- 不要な型を廃棄し、廃番となったものは、下請事業者に廃棄指示を行う。

第4 6. 「働き方改革」への対応

- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担する。

第7 3. 威圧的交渉の禁止

- 親事業者は、下請事業者に対し、取引価格に関する協議等を行うに当たって、下請事業者に精神的又は身体的な威圧を加える等、不当な取扱いをしない。

第8 5. 知的財産の取扱い

- 下請事業者は、自らが権利を有する知的財産について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努める。
- 親事業者は、下請事業者に損失を与えることのないよう十分に配慮して、契約上知り得た下請事業者の知的財産権当を取り扱う。

第8 6. フリーランスとの取引

- 親事業者は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日）」を踏まえた適切な取引を行う。

第8 7. 業種別ガイドライン、自主行動計画の策定・遵守

- 親事業者及び下請事業者は、事業所管省庁が策定した業種別ガイドラインを遵守するよう努める。
- 事業者団体等は、「自主行動計画」を策定し、フォローアップの結果を踏まえて定期的に改定するよう努める。

第8 8. パートナーシップ構築宣言の実施

- 親事業者は、パートナーシップ構築宣言を行い、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努める。

中小企業庁「下請中小企業振興法」より引用

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinko.html>

「パートナーシップ構築宣言」の登録方法について

2. 登録準備

・ポータルサイトから「記載要領」と「ひな形」をダウンロード

・「記載要領」を参考に宣言文を作成

・宣言文について社内手続きの実施

・宣言をPDF化

※ポータルサイトはこちら

<https://www.biz-partnership.jp/>

※「記載要領」「ひな形」はこちら

<https://www.biz-partnership.jp/register.html>

このような「ひな形」(Wordファイル)があります

「パートナーシップ構築宣言」のひな形（2024年11月版）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様と価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列を超えた新たな連携
直接の取引先を通じてその先の取引先に関与する（「Tier N」から「Tier 1」まで）サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の枠を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）の推進を進めます。

（個別項目）

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記述します。

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る取組等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基き、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の）

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間の取引という下請項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労働協約の価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定し、やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額を、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示します。

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく自社のパートナーシップ構築宣言に盛り込む場合は、①に追記してください。また、掲げられている場合は別紙として添付してください。具体的な記載方法についてQをご確認ください。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等を素材（原料）とする製品の成形加工に用いられる金型、樹脂型、木型等の型又は治具のことです。

※型を活用した取引を行っていない場合には、この項目を除外してください。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

※手形等には一括決済方式又は電子記録債権を含みます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（五分五分）」とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

（注）「ホワイト物流」について記載する場合は、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明し、「ホワイト物流」推進運動のホームページに掲載されている必要があります。

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

〇年〇月〇日

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

「パートナーシップ構築宣言」の登録方法について

3. 登録

- ・ポータルサイト上のフォームから登録を行う
- ・企業名や業種等を入力後、宣言のPDFファイルを添付
- ・入力内容を確認し、登録する

※ポータルサイトはこちら

<https://www.biz-partnership.jp/>

※登録フォームはこちら

<https://www.biz-partnership.jp/entry/form.php>

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトより引用

<https://www.biz-partnership.jp/register.html>

「パートナーシップ構築宣言」の登録方法について

4. 公開

- ・事務局で内容を確認後、ポータルサイト上の「宣言企業リスト」に公開
- ・通常(修正事項なしの場合)は**3～4日で公開**
- ・補助金等の申請時期等はさらに日数を要する場合があります

→余裕を持った申請が必要です

※宣言企業リストはこちら
<https://www.biz-partnership.jp/list.php>

- 2025.03.05 **NEW** 令和6年4月開始の事業年度で「賃上げ促進税制」の適用予定の企業で、「パートナーシップ構築宣言」の公開の申請を行う方は、令和7年3月21日（金）17時までに登録申請をしてください。3月21日（金）17時以降に登録申請いただいた場合、3月31日までの公開が出来かねますので予めご了承ください。
- 2025.03.05 **NEW** 「事業再構築補助金」第13回を申請される事業者で、「パートナーシップ構築宣言」の公開を希望される方は令和7年3月16日（日）17時までに登録申請をしてください。3月16日（日）17時以降に登録申請いただいた場合、3月26日までの公開が出来かねますので予めご了承ください。

現在、国の補助金や税制の要件や加点要素となっているため、**全国から申請が増加しています。**

4月に入るとほかの補助金の申請も始まるので、**さらに時間を要する可能性があります。**ご注意ください。

最後に

・宣言に関連してご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

○「宣言」の内容について

中小企業庁企画課 03-3501-1765

内閣府政策統括官(経済財政運営担当)付参事官(産業・雇用担当)付 03-6257-1541

○「宣言」の提出・掲載について

(公財)全国中小企業振興機関協会 03-6228-3802

○価格転嫁円滑化に向けた県の実施について

群馬県 産業経済部 地域企業支援課 マーケティング支援係 027-226-3359

<https://www.pref.gunma.jp/page/211520.html>